

長野市「保育施設の利用ができない旨の通知書」交付にかかるQ&A

| No | 内容 |
|----|---|
| 1 | <p>Q:育児休業給付金の支給対象期間延長のために必要な「保育所等入所保留通知書」はどこでもらえますか？</p> <p>A:「保育所等入所保留通知書」は、保育施設に申し込みを行った結果、入所できない場合に交付されるものです。必ず各月ごとに定められた申込期間内に入所の申し込みをしてください。各月ごとの申込期間は「利用のご案内(保育利用版)」または市ホームページで確認してください。</p> <p>①申込期間外の受付けはいかなる理由があってもできませんので、申し込みの必要な時期はご自身で管理してください。</p> <p>②市または保育施設に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、申込期間内に申し込みを行わなかった場合も通知書の交付はできません。</p> |
| 2 | <p>Q:保育施設の申し込みをしようとしましたが、通園可能な保育施設に空きがありません。育児休業を延長せざるを得ない場合、「保育所等入所保留通知書」はどこでもらえますか？</p> <p>A:通園可能な保育施設の空きがなく育児休業を延長せざるを得ない場合は、「保育施設の利用ができない旨の通知書」を交付しますので、次のとおり申し込みをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請場所:長野市保育・幼稚園課(市役所第二庁舎2階) ○持ち物 :育児休業給付金支給決定通知書 ※公務員の方は、育児休業を取得されている方の就労証明書 ○申請期間:入所希望月の申し込み期間内 <p>郵送での提出も可能です。詳しくは、市ホームページ「保育施設の利用ができない旨の通知書(不承諾通知書)の交付」をご覧ください。</p> |
| 3 | <p>Q:Q1およびQ2に関連してですが、例えば1歳になる際に保育施設に申し込む子どもが10月1日生まれの場合、9月と10月のどちらの月に申し込みが必要ですか？</p> <p>A:厚生労働省のホームページでは、原則として子どもが1歳に達する日(誕生日の前日)の翌日以前の日を入所希望日として申し込みをしていることが必要としています。ご質問の例では9月30日か10月1日を入所希望日として申し込みとなりますので、9月・10月のいずれかの月で申し込みをしてください。</p> <p>なお、育児休業給付金の支給対象期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお問い合わせください。</p> |
| 4 | <p>Q:育児休業給付金の支給対象期間延長手続きの際に、保育施設の申し込みを行ったときの申込書の写しが必要と聞きました。自分でコピーが必要ですか？</p> <p>A:申込書を提出する前にご自身でコピーしてください。</p> <p>なお、市では「保育施設の利用ができない旨の通知書」を郵送する際に、申込書のコピーを同封しています。</p> |
| 5 | <p>Q:保育施設の入所が内定になりましたが、育児休業給付金の支給期間延長を希望するので『保育所等入所保留通知書』が必要です。内定を辞退しても『保育等入所保留通知書』は発行されますか？</p> <p>A:『保育所等入所保留通知書』は内定に至らず、保留の方を対象にしている通知書になりますので、入所保留の方のみに交付しています。内定を辞退された方や申し込みをしていない方には『保育所等入所保留通知書』は交付することができません。</p> |
| 6 | <p>Q:保育施設の申し込みをしましたが、『保育所等入所保留通知書』が届きました。育児休業給付金の支給対象期間延長に必要な保育が実施されない旨の証明書は、この入所保留通知書のことでしょうか？</p> <p>A:保育所等入所保留通知書が使用できるかハローワークに確認してください。使用できない場合は、「保育施設の利用ができない旨の通知書」を交付しますので、お手数ですが保育・幼稚園課までご連絡ください。</p> <p>なお、育児休業給付金の支給対象期間延長の手続きについては、勤務先の担当者または管轄のハローワークにお問い合わせください。</p> |

長野市「保育施設の利用ができない旨の通知書」交付にかかるQ&A

| No | 内容 |
|----|--|
| 7 | <p>Q:育児休業から復職の予定がない場合も申し込みはできますか？ A:育児休業中は家庭での保育が可能なため保育施設の申し込みはできません。</p> |
| 8 | <p>Q:育児休業から復職予定できょうだい2人を同時に申し込みましたが、上の子の入所が内定し、下の子は入所保留となりました。育児休業を延長して上の子だけ入所させることはできますか？ A:復職予定での申し込みのため、育児休業を延長した(復職しない)場合は上の子も入所できません。上の子の内定を辞退したうえで育児休業を延長されるか、下の子を認可外保育施設などに預けて復職するかご検討ください。</p> |
| 9 | <p>Q:育児休業から復職予定で申し込み、入所が内定となりましたが、申し込み時の職場を退職し、別の職場に就職してもよいですか？ A:保育施設の利用調整は、提出いただいた申込書や就労証明書などの書類をもとに行っています。育児休業からの復職に伴う利用調整点数の加点は、育児休業の取得時にいた勤務先に同じ条件で復職することを支援するために設けている項目です。申し込みから利用開始までに復職予定であった会社等を退職(別会社への転職や派遣元の変更を含む)した場合、加点がつかなくなるほか内定が取り消しになることがあります。 なお、勤務地の変更、部署の異動、時短勤務を取得したとき(雇用契約時間が変わらないとき)、派遣先の変更(派遣元が変わらないとき)は影響ありません。 お申し込み後、事情により状況が変わったときは、お早めに保育・幼稚園課にご相談ください。</p> |
| 10 | <p>Q:育児休業取得中に復職予定で申し込みましたが、入所後に元の職場に復職できなかった場合はどうなりますか？ A:入所月の翌月1日までに復職できない場合は、即日退所となります。 また、次の場合も同様に退所となります。 ・入所した月の翌月1日までに復職したことが翌月10日(10日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに「復職証明書」で確認できなかった場合 ・別の職場に就職した場合</p> |
| 11 | <p>Q:上の子が保育施設を利用しています。下の子を妊娠・出産し、育児休業を取得予定です。育児休業中も保育施設の利用は継続できますか？ A:育児休業中は本来、保育を必要とする理由に該当しませんが、次の要件をすべて満たす場合、保護者の希望により特例で継続利用を可能としています。 i 育児休業の対象となるお子さんの育児休業取得時に、既に保育施設を利用していること(育児休業の対象となるお子さんを除く) ii 児童福祉の観点(環境の変化に留意するため)から継続利用が必要であると認められる場合であること iii 保護者の育児休業中も勤務先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職(育児休業の承諾を受けた会社等に同じ条件で職場復帰)すること 詳しくは現在ご利用の施設にご相談ください。 ※育児休業中の転園は、上記の理由(児童福祉の観点)が成り立ちませんのでできません。復職時に限り、転園が可能です。</p> |
| 12 | <p>Q:育児休業を取得後、上の子が小規模保育所を卒園します。育児休業は引き続き継続したいのですが、卒園後の保育施設の利用はどうなりますか？ A:小規模保育所・事業所内保育所の卒園児は、保育の継続性の確保のため、当該保育所の連携施設への入所が可能となっています。また、連携施設以外の保育施設を希望する場合は、基本点数を20点として利用調整を行います。</p> |

長野市「保育施設の利用ができない旨の通知書」交付にかかるQ&A

| No | 内容 |
|----|--|
| 13 | <p>Q:通園可能な保育施設に空きがありましたが、希望する保育施設に入所できなかった場合は育児休業の延長も許容できます。この場合、『保育所等入所保留通知書』の交付はしてもらえますか？</p> <p>A:「給付認定申請書 兼 利用申込書」内に復職の意思を確認する項目があります。申請書の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」欄を選択(チェック)した場合は、利用調整点数を20点に減点し利用調整をおこないます。利用調整の結果、保留となった場合は「保育施設の利用ができない旨の通知書」を交付します。</p> <p>○申請場所:長野市保育・幼稚園課(市役所第二庁舎2階) 窓口にて制度の趣旨を説明し、再度意思確認を行ったうえで書類を受領します。</p> <p>○提出書類:給付認定申請書 兼 利用申込書、父母それぞれの保育を必要とする理由を証明する書類(就労証明書等)、マイナンバー記入用紙</p> <p>○申請期間:入所希望月の申込期間内</p> <p>なお、利用調整点数は20点に減点しますが、結果として内定となる場合があります。</p> |
| 14 | <p>Q:育児休業明けの入所予約で内定していますが、『保育所等入所保留通知書』は交付可能ですか？</p> <p>A:育児休業明けの入所予約で内定した児童に係る『保育所等入所保留通知書』の交付は内定の辞退がない限りできません。</p> |